

千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この試行要領は、千葉県が発注する農業農村整備事業に係る建設工事(営繕工事を除く)において、情報共有システムを試行するに当たり、必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。
なお、主任(監理)技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。
なお、検査監や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

本試行要領における工事帳票とは千葉県農林水産部耕地課が制定した土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。
なお、情報共有システムによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、情報共有システムで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。

紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の記名(署名または押印を含む)と同等に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 対象とする工事は、原則、当初設計金額50,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とし、受発注者協議により利用の可否を決定する。

なお、別紙1「特別仕様書記載例」を参考に情報共有システム活用の対象工事について明示する。

情報共有システム対象書類一覧表

	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類の基本的な取扱い		備考
				ASP(※)	紙	
工 事 着 手 前	1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	建設工事請負契約書		○	
	2	請負代金内訳書	建設工事請負契約書		○	
	3	工程表、変更工程表	建設工事請負契約書		○	
	4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	土木工事共通仕様書		○	
	5	請求書(前払金)	建設工事請負契約書		○	
	6	建設副産物処理承認申請書	土木工事共通仕様書	○		
	7	再生資源利用計画書	土木工事共通仕様書	○		施工計画書に含め提出
	8	再生資源利用促進計画書	土木工事共通仕様書	○		施工計画書に含め提出
	9	工事登録証明書	土木工事共通仕様書			メール
	10	品質証明員通知書	土木工事共通仕様書		○	
	11	施工計画書	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により提出
	12	設計図書 ¹ の照査確認資料 (契約書第19条に該当する事実があった場合)	建設工事請負契約書	○		
	13	工事測量成果表(測量標及び多角点の設置)	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により提出
	14	工事測量結果	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により提出
	15	施工体制台帳	千葉県建設工事適正化指導要綱	○		
	16	施工体系図	千葉県建設工事適正化指導要綱	○		
施 行 中	17	工事打合せ簿 (指示・協議・承諾・提出・報告・通知)	土木工事共通仕様書	○		
	18	関係機関協議資料(許可後の資料)	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により提出
	19	近隣協議資料	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により報告
	20	材料確認書	土木工事共通仕様書	○		
	21	段階確認書	土木工事共通仕様書	○		
	22	確認・立会依頼書	土木工事共通仕様書	○		
	23	休日・夜間作業届	土木工事共通仕様書	○		工事打合せ簿により提出
	24	工事事務速報	土木工事共通仕様書		○	
	25	工事事務報告書	土木工事共通仕様書		○	
	26	工事履行報告書	建設工事請負契約書	○		実施工程表含む
	27	出来形管理図表	工事施工管理基準			施工中は提示
	28	出来形数量計算書	工事施工管理基準			施工中は提示
	29	品質管理図表	工事施工管理基準			施工中は提示
	30	材料品質証明資料	土木工事共通仕様書	○		
	31	認定請求書	建設工事請負契約書		○	
	32	請求書(中間前払金)	建設工事請負契約書		○	
	33	工事出来形(部分引渡し)通知書	建設工事請負契約書		○	
	34	指定部分工事目的物引渡し申出書	建設工事請負契約書		○	
	35	請求書(指定部分完成払金)	建設工事請負契約書		○	
	36	工事出来形通知書	建設工事請負契約書		○	
	37	請求書(部分払金)	建設工事請負契約書		○	
	38	修補完了届	建設工事請負契約書		○	
	39	部分使用承諾書	建設工事請負契約書		○	
	40	工期延期届	建設工事請負契約書		○	
	41	支給品受領書	建設工事請負契約書		○	
	42	支給品清算書	土木工事共通仕様書		○	
	43	建設機械使用実績報告書		○		建設機械の貸与がある場合
	44	建設機械借用・返納書			○	
	45	現場発生品調書	土木工事共通仕様書		○	
	46	出来形報告書	土木工事共通仕様書		○	
47	産業廃棄物管理票等(マニフェスト)	土木工事共通仕様書		○		
工 事 完 成 時	48	工事完成通知書	建設工事請負契約書		○	
	49	工事目的物引渡し申出書	建設工事請負契約書		○	
	50	請求書(完成代金)	建設工事請負契約書		○	
	51	出来形管理図表	土木工事共通仕様書	○		
	52	出来形数量計算書	土木工事共通仕様書	○		
	53	品質管理図表	土木工事共通仕様書	○		
	54	品質証明書	土木工事共通仕様書	○		
	55	工事写真	土木工事共通仕様書	○		電子媒体(CD-R)に保存
	56	現場環境改善の実施状況	特別仕様書			未適用
	57	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	工事成績評定等実施要領	○		
	58	工事完成図	土木工事共通仕様書	○		
	59	総合評価現場確認	建設工事監督技術基準	○		
	60	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書	土木工事共通仕様書	○		
	61	建設副産物処理調書	土木工事共通仕様書	○		
	62	再資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○		
	63	県内生産品使用状況調査	-			未実施
	64	工事登録証明書	土木工事共通仕様書			メール

※ ASPとはApplication Service Provider の略称で、情報システムの提供方式のひとつだが、一般的には「情報共有システム」のことをいう。

※ 土木工事共通仕様書及び工事施工管理基準は千葉県農林水産部耕地課が制定したものを指す。

※ : 千葉県様式を使う書類

(対象とする工事帳票等)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票及び様式等は、別紙2「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票等の決裁)

第5条 対象とする工事帳票等の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理を行った工事帳票等は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施に当たっては、別紙2「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(工事完成時の工事帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業農村整備事業編〕」（千葉県農林水産部耕地課制定）に基づき電子納品を行うものとする。

(情報共有システムの選定)

第8条 使用できる情報共有システムは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(最新版)」の必須機能を満たすもの
- (2) 第4条に定めた工事帳票について、対応可能なもの
- (3) システムの操作研修及び相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者協議により決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。

(利用上の留意点)

第10条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

情報共有システムの効果を発現させるため、情報共有システム提供者から ID・パスワードを入手した上で情報共有システムを利用し、情報共有システムの利用を習慣化するものとする。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や、改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底するものとする。

(3) フォルダ構成の統一

受注者は情報共有システム内のフォルダ構成を「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を参考とし、統一するものとする。

(4) 通信環境の整備

発注者及び受注者はデータ量の多い工事帳票も適切に処理できる通信環境を用意するものとする。

(情報漏えい等の防止)

第11条 利用者は、当該工事に関する情報及び個人情報等の保護について適切に実施するものとし、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。

なお、受注者は情報共有システム契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者に確認のうえ、当該工事に関するデータを削除すること。

(その他)

第12条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月15日から適用する。

(参考)特別仕様書記載例

[当初設計金額 50,000 千円以上の工事の場合]

第〇〇条 情報共有システムの活用について

原則、情報共有システムを活用することとし、受発注者間の協議により利用の可否を決定する。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

[受注者が希望する工事の場合]

第〇〇条 情報共有システムの活用について

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象であり、受発注者間の協議により利用の可否を決定するものとする。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領」に基づくものとする。